

別記様式第17号(C)

決裁区分 保存種別 第 5 種

起 案	平成 12 年 10 月 5 日	秘密区分	極 秘 • 秘
決 裁	平成 12 年 10 月 6 日	秘密期間	
施 行	平成 12 年 10 月 6 日	文書番号	
施 行 意			
件 名 情報公開担当者会議の開催通知について			
上記のことについて別紙のとおり 発出 してよろしいか伺います。 ます。			
官 房 長 <i>[Signature]</i> <i>[Large signature over stamp area]</i> 局長 総務審議官 課 長 <i>[Signature]</i> 理事官 <i>[Signature]</i> 課長補佐 <i>[Signature]</i> 長 企画官 <i>[Signature]</i>			
添 付 物		起案者 総務課 情報公開係 [Redacted] 警固 [Redacted] 番)	

各管区警察局総務部長
警視庁総務部長 殿
各道府県警察本部長

事務連絡
平成12年10月○日⁶
警察庁長官官房総務課長

情報公開担当者会議の開催について（通知）

みだしの件については、下記のとおり開催することとしたので、情報公開担当者を出席させられたい。なお、詳細は別途連絡する。

記

1 日時

平成12年10月27日(金) 午後1時30分~5時00分

2 場所

警察庁大會議室（総合庁舎7階）

3 出席者

各管区警察局及び都道府県警察の情報公開担当課長補佐等（2名以内）

なお、別紙に出席者を記載し、10月13日（金）までに担当宛て送付願いたい。

本件担当 長官官房総務課情報公開係

(警電) FAX 800-2173

メール 情報公開・政策評価第二係長

別紙

平成14年10月 日

警察庁長官官房総務課情報公開係宛て

発信者

情報公開担当者会議の出席者は、下記のとおりとします。

記

氏名		
課・職名・階級		
警電番号		

会議次第

平成12年10月27日

於：警察庁大会議室

- 1:30~1:35 総務審議官訓示
- 1:35~1:45 総務課長指示
- 1:45~2:05 総務課企画官指示
- 2:05~2:25 会計課理事官指示
- 2:25~2:55 総務課課長補佐指示
- 2:55~3:10 質疑応答
- 3:10~3:25 休憩
- 3:25~3:45 事例発表（宮城県警察）
- 3:45~5:10 講演「情報公開制度の運用について」

10.27 情報公開担当者会議出席者

都道府県	所属・職名	階級等	氏名	所属・職名	階級等	氏名	警電
北海道	総務課課長補佐	警部	今野 幸夫	総務課係長	事務吏員	[REDACTED]	
東北	警務課課長補佐	警部	[REDACTED]	警務課係長	事務官	[REDACTED]	
青森	警務課課長補佐	警部	越川喜代志				
岩手	警務課情報企画官	警視	菊池 義憲	警務課課長補佐	警部	小川 肇	
宮城	警務課上級監査官	警視	佐藤 秀功	警務課課長補佐	警部	丹野 譲二	
秋田	情報管理課長	警視	伊東 幸博	情報管理課監査官	警視	本多 英昭	
山形	警務課企画調査官	警視	小林 邦憲	警務課課長補佐	事務吏員	三浦 秀吉	
福島	情報管理課情報管理官	警視	山田 憲	情報管理課補佐	警部	佐藤 正人	
警視庁	文書課管理官	警視	有吉 正典	文書課主査	警部	[REDACTED]	
関東	警務課課長補佐	警部	[REDACTED]	警務課係長	技官	[REDACTED]	
茨城	総務課課長補佐	警部	倉田 泰近	総務課係長	警部	補	
栃木	総務課課長補佐	事務吏員	岩松 道男	総務課係長	警部	補	
群馬	警務課課長補佐	警部	神野 明男	警務課係長	警部	補	
埼玉	総務課課長補佐	警部	木村 宏志	総務課係長	警部	補	
千葉	警務課管理官	警視	村上 敏	警務課課長補佐	警部	前田 弘司	
神奈川	警務課企画担当代理	警視	佐藤 信晶	警務課課長補佐	警部	横田 善信	
新潟	警務課課長補佐	警部	井口 隆夫	警務課係長	警部	補	
山梨	情報管理課課長補佐	警部	古屋 正人				
長野	情報管理課課長補佐	事務吏員	室賀 伸明	情報管理課係長	警部	補	
静岡	警務課文書監査官	事務吏員	伏見 和男	警務課課長補佐	警部	北澤 博	
中部	警務課課長補佐	警部	[REDACTED]	警務課係長	警部	補	
富山	警務課調査官	事務吏員	宮西 義博	警務課係長	警部	補	856-4549
石川	警務課課長補佐	警部	戸上 治吉	会計課課長補佐	警部	遠田 武司	
福井	警務課企画官	警視	稻 正和	警務課課長補佐	警部	平谷 貞樹	
岐阜	総務課課長補佐	警部	下枝 久夫	総務課課長補佐	警部	所 高弘	852-731-388
愛知	住民サービス課課長補佐	警部	小川 直哉	住民サービス課補佐	警部	本多 孝敏	
三重	警務課調査官	警部	水井 寛	警務課課長補佐	事務吏員	長井 一三	
近畿	警務課係長	事務官	[REDACTED]				
滋賀	総務課課長補佐	警部	青木 喜十	総務課係長	警部	補	[REDACTED]
京都	総務課調査官	警視	廣崎 松雄	総務課課長補佐	事務吏員	乾 正明	[REDACTED]
大阪	総務課管理官	警視	幸山 信幸	総務課係長	事務吏員	[REDACTED]	861-2365
兵庫	総務課課長補佐	警部	菅野 利郎	総務課課長補佐	警部	世登 孝彦	[REDACTED]
奈良	警務課課長補佐	警部	和田 彰彦				
和歌山	警務課課長補佐	警部	亀位 義之	警務課係長	事務吏員	[REDACTED]	866-2128
中国	警務課課長補佐	警部	[REDACTED]	警務課係長	警部	[REDACTED]	
鳥取	警務課係長	警部	補				875-2639
島根	警務課課長補佐	警部	三木 昭一				
岡山	警務課調査官	事務吏員	石原 十郎	警務課課長補佐	警部	三ノ上 進	[REDACTED]
広島	総務課文書管理室長	警視	圓山 賢治	総務課主任	巡查部長	[REDACTED]	871-2142
山口	警務課課長補佐	警部	林 直樹	警務課課長補佐	警部	中村美佐夫	
四国	警務課課長補佐	警部	[REDACTED]				
徳島	企画監察課文書監理室長	事務吏員	下村 一秀	企画監察課補佐	警部	久次米昌弘	
香川	総務課文書室長心得	警部	内海 豊博	総務課課長補佐	警部	東原 弘志	
愛媛	警務課課長補佐	警部	谷村日出男	警務課係長	警部	補	[REDACTED]
高知	警務課文書管理室長	警視	新名 実	警務課課長補佐	警部	上村 和宏	
九州	警務課課長補佐	警部	[REDACTED]	警務課係長	事務官	[REDACTED]	
福岡	警務課課長補佐	警部	中尾健次郎	総務課課長補佐	警部	金堀 勇治	
佐賀	警務課課長補佐	警部	貝原文樹	警務課係長	事務吏員	[REDACTED]	
長崎	警務課文書管理室長	警視	大島 英吾				
熊本	警務課課長補佐	警部	宮崎 正道	警務課課長補佐	事務吏員	高宮 法昭	
大分	警務課文書監査官	警視	尾花 清文	警務課係長	警部	補	[REDACTED]
宮崎	総務課総務調査官	警視	永野 文章	総務課課長補佐	警部	黒木 典明	
鹿児島	警務課調査官	警視	竹之下 忍	警務課課長補佐	警部	熊丸 哲治	
沖縄	警務課課長補佐	警部	松川 博明	警務課係長	警部	補	[REDACTED]

情報公開担当者会議席次表

総務課課長補佐	総務課企画官	指示席	総務課長	会計課理事官
---------	--------	-----	------	--------

発表席

秋田	宮城	岩手	青森	東北管区	北海道
----	----	----	----	------	-----

栃木	茨城	関東管区	警視庁	福島	山形
----	----	------	-----	----	----

山梨	新潟	神奈川	千葉	埼玉	群馬
----	----	-----	----	----	----

福井	石川	富山	中部管区	静岡	長野
----	----	----	------	----	----

京都	滋賀	近畿管区	三重	愛知	岐阜
----	----	------	----	----	----

鳥取	中国管区	和歌山	奈良	兵庫	大阪
----	------	-----	----	----	----

徳島	四国管区	山口	広島	岡山	島根
----	------	----	----	----	----

佐賀	福岡	九州管区	高知	愛媛	香川
----	----	------	----	----	----

沖縄	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎
----	-----	----	----	----	----

—出入口—

資料1

情報公開審査会等に関する規定状況

H12.10.20

都道府県	審査会委員					部会制	政治的中立性	罷免権	インカムラ	守秘義務	罰則規定	備考
	人	数	任	命								
10人以内	7人以内	6人以内	5人以内	4人以内	A B C D							
北海道	○				○					○		
青森		○	○						○	○		
岩手	○	○					○	○	○	○		
宮城	○	○							○	○		
秋田	○	○							○			
山形		○	○					◎	○	○	○	インカムラを拒むことができない旨の規定がない。
福島		○	○				○		○	○		
東京	○				○	○	○	○	○	○	○	
茨城	○				○			○	○	○	○	
栃木		○	○						○	○	○	
群馬	○			○					○	○		
埼玉	◎	◎						◎		附属機関ではなく、独任制の機関。守秘義務は規則で規定。		
千葉	○	○							○			
神奈川	○				○			○	○	○		
新潟		○			○				○			
長野		○	○						○			
静岡	○		○		○			○	○	○		
富山	○	○							○			
石川	○	○							○			
福井		○	○					○	○			
岐阜	○	○						○				
愛知	○	○						○				
三重	○		○		○	◎	○	○	○	○	○	「公正不偏の立場で調査審議をしなければならない」との規定。
滋賀	○				○			○	○			
京都		○	○						○			
大阪	○	○						○	○			
兵庫		○	○					○	○	○		
奈良	○	○							○			
和歌山	○	○							○			
鹿児島		○	○					○	◎	「みだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない」との規定。		
島根		○	○						○			
岡山	○	○						○	◎	守秘義務は規則で規定。		
広島	○		○						○			
山口	○	○							○			
徳島		○	○						○			
香川	○		○			○			○	○		
愛媛			○	○					○			
高知	○			○					○			
福岡	○			○					○			
佐賀		○	○						○			
長崎		○			○				○			
熊本		○			○				○	○		
大分		○			○				○			
宮崎		○	○						○			
鹿児島		○	○						○			
沖縄	○		○						○			

・「都道府県」欄の網掛けは、警察を実施機関とする条例が成立している都道府県

・改正条例が成立し、施行前の場合は、当該条例で記載

・「◎」は備考欄で説明

・「審査会委員」の「任命」欄 A : 学識経験を有する者の中から知事が任命

B : 議見を有する者の中から知事が任命

C : 知事が任命

D : 学識経験を有する者、県民から公募した者、その他知事が適当と認める者から知事が任命

資料2

情報公開条例に適用される警察の保有文書

H12.10.26

都府県	適用文書	施行時期
山形	・公安委員会、警察本部長の施行の日以後に作成又は取得した公文書	規則で定める日
福島	・平成12年10月1日以後に作成又は取得した公文書	公布の日(H12.3)から2年以内の規則で定める日
東京	・保有する全ての公文書	公布の日(H12.7)から1年以内の規則で定める日
茨城	・保有する全ての行政文書	規則で定める日
群馬	・公安委員会、警察本部長の施行の日以後に作成又は取得した公文書	規則で定める日
神奈川	・平成12年4月1日以後に作成又は取得した行政文書 ・平成12年4月1日前に作成又は取得した行政文書で規則で定めるもの	公布の日(H12.3)から1年7月以内の規則で定める日
山梨	・保有する全ての行政文書	規則で定める日
静岡	・平成13年4月1日以後に作成又は取得した公文書 ・平成11年4月1日から平成13年3月31までの間に作成又は取得した決裁又はこれに準ずる手続が終了し管理している文書及び図画 ・平成11年4月1日前に作成又は取得した保存期間が永年の決裁又はこれに準ずる手続が終了し管理している文書及び図画 ・平成11年4月1日前のもので、公安委員会規則で定める日以後に作成又は取得した保存期間が有限の決裁又はこれに準ずる手続が終了し管理している文書及び図画	平成14年4月1日
愛知	・平成13年4月1日以後に作成又は取得した行政文書	公布の日(H12.3)から2年以内の規則で定める日
三重	・保有する全ての行政文書	規則で定める日
滋賀	・公安委員会、警察本部長の施行の日以後に作成又は取得した公文書	規則で定める日
大阪	・保有する全ての行政文書	規則で定める日
兵庫	・保有する全ての公文書	規則で定める日
鳥取	・保有する全ての公文書	規則で定める日
香川	・公安委員会、警察本部長の施行の日以後に作成又は取得した公文書	規則で定める日
佐賀	・公安委員会、警察本部長の施行の日以後に決裁、供覧等の手続が終了した公文書	平成14年4月1日までの間の公安委員会規則で定める日
熊本	・公安委員会、警察本部長の施行の日以後に作成又は取得した行政文書 ・平成13年10月1日から公安委員会、警察本部長の施行の日までの間に作成、取得した行政文書は任意的開示の対象	公布の日(H12.9)から2年以内の規則で定める日

資料3

犯罪捜査等情報の「実施機関の第一次的判断の尊重」に関する第三者機関の提言等について

都道府県	年月	第三者機関名称	提言等の内容
青森	H11.11	青森県情報公開制度改善検討懇話会	公安委員会が実施機関に加わる場合には、公安委員会の保有する情報の特殊性、全国的統一性の観点から、情報公開法との整合性について配慮する必要があると認められる。
岩手	H10.9	岩手県公文書公開審査会	公安委員会（警察）を実施機関に加えることに対し、情報公開法案と同様に、本号を刑法法の執行を中心としたものに限定するとともに、実施機関の第一次判断権の尊重規定を盛り込むことが適当である。これは、警察業務の特殊性、全国的な統一性・一体性の観点から、国の制度との整合性を図る必要があることによるものである。
福島	H11.11	福島県情報公開制度懇談会	犯罪捜査情報の開示・非開示の判断に当たっては、警察行政の統一性の観点や、政策的、専門的、技術的判断を要することから、現行規定を法のように犯罪の予防・捜査等に代表される刑法の執行を中心とした規定とし、実施機関が刑法法執行等の支障を及ぼすおそれがあると認めるにつき相当の理由がある情報を非開示とできるよう、実施機関の第一次的判断を尊重する規定に変更することが適当である。
東京	H10.9	東京都における情報公開制度のあり方に関する懇談会	都公安委員会（警視庁）を新たに実施機関とすることに対応し、国の法案と同様、本号を犯罪の予防・捜査等に代表される刑法法の執行を中心としたものに限定した上で、実施機関が当該刑法法執行等に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報を非開示とする規定に変更する。これは、警察行政には全国相互関連性があり、統一性が求められることなどから、国との整合性を図る必要があるためである。
茨城	H11.11	茨城県情報公開懇話会	公安委員会を実施機関に加えることとすると、全国的な一体性や統一性が求められることから、法と同様、刑法法の執行を中心としたものに限定し、犯罪の予防・捜査等情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次判断権を尊重する規定とすべきである。
埼玉	H12.3	埼玉県行政情報公開制度懇話会	警察行政は、広域捜査など全国相互関連性及び統一性が求められるので、情報公開法と整合性のとれた規定にする。
千葉	H12.8	千葉県公文書公開審査会	警察事務の特殊性及び警察活動の広域的斎一性の確保という観点から、本号を情報公開法の規定と整合のとれた規定とする必要がある。
神奈川	H11.3	神奈川県公文書公開運営審議会	公安委員会の業務には国家公安委員会や他都道府県公安委員会等との密接な連携のことで処理される事務が多いから、刑事警察に係る非公開情報を定めるにあたっては、国の法律との均衡等を配慮する必要がある。
山梨	H11.9	山梨県公文書公開制度運営委員会	公安委員会の業務には国家公安委員会や他の都道府県公安委員会との密接な連携のことで処理される事務が多いことから、刑事警察に係る非公開情報を定めるにあたっては、法との均衡等に配慮する必要がある。
長野	H12.3	情報公開懇話会	現行条例の規定を情報公開法のように改正することについては、公安委員会（警察）を実施機関に加える時点で、国や他の都道府県の動向を見極めて規定の整備を行うことが適当である。
静岡	H12.3	静岡県情報公開懇話会	この情報については、「その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的判断を要することなどの特殊性が認められ、このような事情を前提とすると、司法審査の場においては、裁判所は行政機関の長の第一次的判断を尊重し、司法審査はその判断が合理性を持つ判断として許容される範囲内のものであるかどうかを審理・判断するのが適当である。」という情報公開法の規定にならうことが必要である。
石川	H12.9	石川県情報公開制度懇話会	本件の場合も、警察行政の特殊性に鑑み、法に準じて、実施機関の第一次的判断権を尊重する規定とすることが適当である。
福井	H11.12	福井県情報公開懇話会	公安委員会を実施機関に加える際には、他の都道府県の条例改正の動向も見ながら、情報公開法の規定や趣旨にあわせた整理検討を行なべきである。
岐阜	H12.9	岐阜県公文書公開審査会	公安委員会（警察本部長）が実施機関に加わった場合、本規定を適用すべき場合の中心が公安委員会（警察本部長）の保有する情報になると想定されるので、警察業務の特殊性、全国的な統一性・一体性の観点から、国の制度との整合性を図る必要があると考える。
愛知	H11.11	愛知県公文書公開審査会	条例の実施機関に公安委員会が加わるとした場合、警察活動の全国的な統一性の観点から、本号は法第5条第4号との整合性を図る必要がある。
三重	H11.7	三重県情報公開懇話会	公安委員会（警察）を実施機関に加えることに対応し、法と同様に、本号を刑法法の執行を中心としたものに限定するとともに、実施機関の第一次的判断権の尊重規定を盛り込むことが適当である。これは、警察の保有する情報の特殊性、全国的な統一性・一体性の観点から、法との整合性を図る必要があることによるものである。
滋賀	H12.5	滋賀県情報公開懇話会	新たに公安委員会（県警察）を実施機関に加える場合は、警察業務の全国的な相互関連性を考慮し、非公開情報の取り扱いについても統一を図る必要がある。このようなことから、情報公開法と同様に本号の規定を犯罪の予防・捜査等に代表される刑法法の執行を中心としたものに限定するとともに、その活動の特性にかんがみ実施機関の第一次的判断を重視する規定とすることが適当である。
兵庫	H11.12	兵庫県公文書公開審査会	公安委員会や警察本部長を実施機関に加えた場合、警察行政の全国的な相互関連性から、非公開情報についても統一を図る必要があり、また、実施機関の第一次的判断に関する規定を設けるのであれば、非公開情報の範囲を限定する必要もあるため、法律の公共安全情報（第5条第4号）の規定に倣って改めることが適当である。
島根	H12.4	島根県情報公開審査会	公安委員会及び警察本部長が実施機関に加わることにより、警察行政の全国的な統一性や一体性の確保及びその保有する情報の特殊性から、本号を警察行政、特に犯罪予防、捜査等に代表される刑法法の執行を中心としたものに限定することが必要であるとともに国家公安委員会及び警察庁との関連から情報公開法との整合性を図ることが適当である。
香川	H11.12	香川県情報公開制度検討懇談会	公安委員会（警察本部）を実施機関に加えた場合、警察業務の特殊性、全国的な統一性を求められることから、国の制度との整合性を図る必要がある。このようなことから、法律と同様に本号の規定を犯罪の予防・捜査等に代表される刑法法の執行を中心としたものに限定するとともに、実施機関の第一次的判断を尊重する規定も新たに設けることが適当である。
愛媛	H10.5	愛媛県情報公開検討委員会	公にすることにより、人の生命、健康、財産又は社会的な地位の保護及び犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報は非開示とするのが適当である。なお、この種の情報については、犯罪等の関する将来予測のためには、専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、上記のとおり「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定し、司法審査において、行政機関の判断が尊重されるべき旨を明確にする必要がある。
熊本	H12.6	熊本県公文書開示審査会	新たに公安委員会及び警察本部長が加わる場合は、警察活動の全国的な統一性の観点から、本号は法第5条第4号との整合性を図る必要がある。その際、法にならない、適用範囲は刑法法の執行を中心とした活動に限定するとともに、実施機関の第一次的判断権を尊重する規定を整備すべきである。

条例改正に係る質疑応答

○ 論点

<p>宮城県情報公開条例第8条第4号 県(知事)案～第一次的判断権の尊重規定がない</p> <p>公開することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報</p>	<p>情報公開法第5条第4号及び13都県の条文 県警察～第一次的判断権の尊重規定がある</p> <p>公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることに該当する情報</p>
○ 犯罪予防・捜査等に関する情報	
No	
議員質問要點	
1 ○ 情報公開制度に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公安委員会・県警としては、警察行政の円滑な運営のためにには県民の理解と協力が不可欠であり、行政の透明性確保と説明責任遂行が大切と考えている。 ○ しかし、実施機関に加わるためにには、警察の保有している情報が、個人のプライバシーにかかるもの、犯罪捜査に関する情報など、秘密の保持が強く求められることから、「犯罪者や犯罪を犯そうとする者に悪用されない仕組み」が必要である。 ○ 上記の仕組みは、県民にとって最も基本的な価値である「安全で安心な生活の確保」のため重要であると認識している。 ○ 知事が有する一般行政運営情報のように、単なる行政内部の支障ではなく、治安に直接する情報である。
2 ○ 本条例案に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の理由から、法と同様の規定にする必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本来非開示とすべき捜査情報等が公にされる可能性が高い。 ・ 警察業務の特殊性から、全国警察が情報を共有しており、他の県警や警察庁との情報交換が阻害される
3 ○ 日本の警察制度～全国一貫性、自治体警察	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治の精神を尊重。 ○ 警察事務には、地方的性格と国家的性格の両方がある。 ○ 個々の事務ごとに地方的性格と国家的性格の区別を行うことは困難であるから、警察法では、執行的性格を有する警察事務を都道府県に委ねている。

4 ○ 知事の県警に対する包括的管理権

- 地方自治法 147条（地方公共団体の統轄及び代表）が根拠と理解している。
- 法律上の権限というより、その地位の性格を指すので、独立性の高い公安委員会・県警に直ちに知事の権限が及ぶものではない。
- 知事が他の執行機関に対して具体的にいかなる権限を持つかは個別の法律によるものであり、公安委員会・県警に対する関与もその範囲に限られる。

5 ○ 公安委員会の管理機能

- 国民県民の良識を代表し、県警察を管理する独立の執行機関としての立場から、各種警察業務について審議し、業務運営が独善的にならないよう厳しくチェックしている。
- 本年 4月から、定例会開催回数を増加、時間延長を図ることとともに、きめ細かな報告を求めるなどとし、管理監督機能強化を図っている。

6 ○ 13都県と同等の条文にすべき根拠

- 県警が、警察庁の所掌事務について長官の指揮監督を受けることが同じ条文とするとの根拠ではない。
- 現行条例では訴訟になった場合、具体的立証を求められ、開示請求者も同席する公開裁判の場では立証に使用可能な証拠が制限される結果、立証が適わず敗訴し、非開示とした情報が開示されるおそれが強い。
- 治安事象の広域化等に対応するには、全国警察の情報共有が大切。
- 開示非開示について齟齬を生じさせないためには、その取り扱いについて全国的一致性を図る必要がある。
- 現実に裁判で敗訴したときのみならず、情報が公開されやすい規定となつただけでも、他県警などとの情報交換や捜査の連携が阻害される。

7 ○ 条文が異なることによる差

- 現行条例では訴訟になった場合、具体的立証を求められ、開示請求者も同席する公開裁判の場では立証に使用可能な証拠が制限される結果、立証が適わず敗訴し、非開示とした情報が開示されるおそれが強い。
- 現実に裁判で敗訴し、また、情報が公開されやすい規定となつただけでも、他県警などとの情報交換や捜査の連携が阻害される。→ 治安低下をもたらす。

8 ○ 裁量権（第一次判断権）を巡る論点の相違

- 開示・非開示判断に幅広い裁量権を認めて欲しいと主張しているのではない。
- 公開裁判の場では、開示請求者も県警側証拠を自由に見ることが出来るため、立証に使える証拠が自ずと制限されるので、その対抗上、第一次判断を尊重した規定とする必要がある。

9 ○ 裁判における立証程度の差

- 県の顧問弁護士は、現行条例と県警察の立証程度の差を入学試験の合格点数に例えて「現行条例では 100 点を取らなければ合格しないが、県警主張の条文だと 70 ~ 80 点で合格する」と、表現している。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行条文では、それだけ敗訴の可能性が高い。 ○ 体操に例えると、県警はウルトラCの技があつても、裁判が公開であることがからこれが使えず、最初からハンディを負っている。
10 ○ 犯罪捜査等情報は、裁判官も適切に判断できる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令状請求の司法審査は、警察と裁判官の両者のみで行うものあつて、どの様な証拠を出しても全く問題はない。 ○ 今議論しているのは、開示請求者も同席する公開の裁判における非開示の立証方法についてであり、令状の司法審査とは全く別ものである。 ○ 令状請求や刑事訴訟において、刑事訴訟法に基づき、犯罪の証明、強制処分の必要性等を判断することと、非開示処分取消訴訟において、情報公開条例に基づき、文書を開示することにより生じる公共の安全に対する支障の有無等を判断することは、全く別個の制度であり、県警察でも、裁判所の検査に対するチェック機能を薄れさせることはあり得ない。
11 ○ 「検査情報が阻害され、警察庁や他県警察との連携が図れなくなる」との主張について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提供しなければ県民の命が損なわれるとか、具体的な犯罪がすぐ発生するとかの情報は別として、極微な情報を、情報が公開される可能性のある宮城県に提供することは、他の都道府県警察としても躊躇せざるを得ない。
12 ○ 開示されることによるリスクの考え方 ～行政機関の恣意的な運用が許されるのではないか	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第一次判断権を尊重すれば、情報が開示される可能性がある」との指摘があるが、本来出されなければならない情報が恣意的に非開示とされるリスクはあり得ない。 ○ 現行条例でも、県警察でも開示・非開示の判断基準は同じである。 ○ 開示請求者が不服として裁判になった場合、本部長の判断に相当性・合理性が認められるかどうかが、裁判官により厳しくチェックされる。 ○ 国会審議において、政府（総務庁・海上保安官）は、この規定に該当する情報であっても、裁判所の司法審査を一切排除するものではなく、訴訟が提起されれば、裁判所は、行政機関の長の判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかを審査することとなるので、行政機関の恣意的な運用を許容するものではない。 ○ なお、警察刷新会議の緊急提言に示された「情報公開法に基づく開示請求に対する行う開示の基準」のガイドラインを受けて、警察庁において情報公開法の審査基準を策定中であり、本県においても、ガイドラインの内容を踏まえ、警察庁の基準を参考にして、具体的な基準を策定し、これに基づき開示・非開示を判断することとなるので、恣意的運用がなされることはない。
13 ○ 警察の持つ情報の内容 ～外交・防衛情報も含む (例 防諜活動、国際テロリズム)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県警察の保有する情報には、 <ul style="list-style-type: none"> ・個人のプライバシー、法人その他の団体の秘密に関する情報 ・情報源の秘匿又は情報提供の事実の秘匿を前提として入手している情報

<p>開示することにより対抗措置がとられ、行政目的が達成できなくなる情報等、秘密の保持が強く求められている情報が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、県警察が、公共の安全と秩序の維持の観点から収集保有する情報には、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国などで外交防衛に影響を与えるもの ・ 外国に置ける国際テロ組織の動向 ○ 宮城県条例上の取り扱いについても、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県警察では、警察が保有する外交防衛情報は、同時に公共安全情報であり、公共安全情報に第一次的判断権の尊重規定があるので國と同じ保護が図られるが、 ・ 知事案では、第一次的判断権の尊重規定がないので、國と同じ保護が図られない。 → 結果として、警察の保有する外交・防衛情報についても、宮城県条例は国情報公開法との間に齟齬を生じる。 	<p>※ 議会では答弁していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アメリカは、情報自由法（FOIA）において、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 捜査中の刑事案件の記録であつて、捜査対象が捜査に気づいておらず、記録の存在を開示すると執行手続を妨げる場合 ・ 邊邦捜査局の保有する記録であつて、対外諜報活動、防諜活動又は国際テロリズムに關係し、当該記録の存在が大統領命令による秘密指定が行われた場合等の機微にわたる記録については、記録が存在しても不存在と回答することを認めており、公共安全情報について特別の配慮がなされている。 ○ カナダは、情報へのアクセス法において、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 國際問題、防衛及び國家安全保障の阻害と同様に、 ・ 法執行、調査の実施又は行刑施設の安全の阻害を理由として、行政機関の長が不開示決定を行った場合については、裁判所は、行政機関の長が記録の不開示を決定するための「合理的な理由」を有するか否かを審査することに限定され、公共安全情報に特別の配慮がなされている。 ○ ニュージーランドは、行政情報に関する法律において、内閣総理大臣又は司法長官が、開示請求に係る情報を公開することにより、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の安全若しくは防衛又は政府の國際關係 ・ 犯罪の予防、捜査又は摘発 <p>を書するおそれがあると認定した場合には、オンブズマン（不服申立受理機関）は、当該情報の公開を勧告してはならないとされており、公共安全情報に特別の配慮がなされている。</p>
--	--

15 ○ 警察改革への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月13日、「警察刷新会議から「警察刷新に関する緊急提言」が提出され、警察庁から「情報公開の推進」等を内容とする「警察改革要綱」が示された。 ○ 警察行政の円滑な運営のためには、情報の公開は重要なことと考えており、実施機関に加わることについては異論はない。 ○ 今回実施機関に入るための制度や仕組みについて、真剣に検討している。 ○ 情報公開条例の実施を待つまでもなく、ホームページ等を活用した情報提供施策の充実を図ることとしている。 ○ 公安委員会としても、適切に情報公開が推進されるよう厳しく管理監督していく。
16 ○ 情報公開法の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報公開法要綱案の規定は、「要綱案の考え方」の中で述べられているように、行政機関の長の第一次的判断を尊重する規定であると承知している。 ○ また、法案で現行規定のようにされたのは、「行政機関の長の裁量を尊重する趣旨を明確にしたため」であるとも承知している。 ○ 野党からの共同修正案は承知しているが、衆議院では全会一致、参議院では賛成多数（反対者1名）で可決成立した。 ○ 今後の見直しは、法の附則で4年後を目指として、特に公共安全情報の規定だけなく、法全体を対象としているものである。



庁内各局部課長 殿

(参考送付先)

各附属機関の長

各地方機関の長

各都道府県警察の長

警察庁丙総発第60号

平成12年10月26日

警察庁長官官房長

警察庁訓令・通達公表基準について

「警察改革の推進について」（平成12年8月25日付け警察庁甲官発第320号、甲生発第95号、甲刑発第30号、甲交発第5号、甲備発第42号、甲情発第31号）が発出され、警察改革要綱に「情報公開の推進」として「施策を示す訓令、通達の公表」が盛り込まれたところである。国民の理解と協力を得るために、警察行政の透明性の確保と説明責任の遂行という要請にこたえ、積極的に情報公開を推進することが不可欠であることから、このたび、別添のとおり「警察庁訓令・通達公表基準」を制定し、平成12年11月1日から実施することとしたので、適切な運用を図られたい。

別添

警察庁訓令・通達公表基準

1 目的

警察行政の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすため、警察庁の訓令等について、原則として公表することにより、国民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

2 用語の定義

次に定めるほか、「霞が関 WAN 用 LAN システム運用要領の一部改正について」(平成 12 年 2 月 22 日付け警察庁丙情管発第 11 号) に定めるところによる。

(1) 通達

所管の機関又は職員の職務運営に関する命令事項及び法令の解釈、運用等に関する示達事項等を内容とする文書。したがって、単なる連絡、通知、依頼、照会、回答等は通達には該当しない。

○「通達」に該当しない例

- ・法令成立の通知（解釈・運用等に関する事項を含まないもの）
- ・会議等の開催通知

(2) 警察庁の施策を示す通達

警察庁の発出する通達のうち、警察庁の内部管理に関するもの、専ら技術的・補足的事項を定めるものその他国民生活に影響を及ぼさないものを除いたもの。

「警察庁の施策を示す通達」に該当しない通達の例としては、以下のようなものが挙げられる。

① 警察庁の内部管理（人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等）に関する通達

- （例）警察庁職員の勤務時間等に関するもの
- 警察庁職員の給与支給の手続に関するもの
- 警察庁における予算執行の手続に関するもの

なお、内部管理事務について、全国的な基準を設定したり、その改善・充実を図るため都道府県警察に対して発せられる指示等は、「警察庁の施策を示す通達」に該当する。

② 専ら技術的・補足的事項を定める通達

- （例）電算システムに関する技術的事項を定めるもの（コード表の

- (制定、入力帳票の記入要領等)
- 犯罪手口や統計の分類方法を定めるもの
- ③ その他国民生活に影響を及ぼさない通達
 - (例) 業務に関する報告様式等報告要領を定めたもの

3 公表範囲

- (1) 警察庁訓令及び警察庁の施策を示す通達（以下「訓令等」という。）のうち、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条各号に掲げる不開示情報（以下「不開示情報」という。）を含まないものについては、全文を公表する。
- (2) 訓令等のうち、不開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公表する。ただし、訓令等の名称に不開示情報が含まれる場合及び不開示情報を明らかにすることなく訓令等の概要を作成することができない場合は、名称、概要とも公表しないこととする。
- (3) 警察庁の施策を示す通達に当たらない通達についても、国民の関心の高い事項を内容とするもの等については、本基準の目的に照らし、可能な限り幅広く公表するよう努める。

4 公表時期・公表期間

- (1) 本基準の施行後に発出する訓令等については、発出後速やかに公表することとする。ただし、発出後速やかに公表することが適当でない事情がある場合は、当該事情がなくなった後速やかに公表することとする。
- (2) 本基準の施行前に発出され、かつ、効力を有する訓令等については、本基準の施行後順次公表する。
- (3) 公表期間については、当該訓令等が効力を有する期間とし、公表した訓令等を廃止したときは、速やかに必要な措置を執ることとする。

5 公表方法

- (1) 訓令等の主管課は、霞が関WAN用LANシステムの府外WWWサーバ（以下「警察庁ホームページ」という。）に公表しようとする訓令等に係るWEBページを掲載するとともに、当該訓令等を警察庁文書閲覧窓口に備

え付けて一般の閲覧に供することにより、訓令等を公表する。

(2) 訓令等に係る WEB ページの警察庁ホームページへの掲載及び訓令等の警察庁文書閲覧窓口への備付けの手続については、別に定めるところによる。

(3) 行政情報所在案内（クリアリング）システムへの掲載

公表する訓令等については、別に定めるところにより、訓令等ごとにクリアリングデータを行政情報所在案内（クリアリング）システム（以下「クリアリングシステム」という。）に掲載することとする。ただし、本基準の施行前に発出された訓令等については、一括してクリアリングデータをクリアリングシステムに掲載し、訓令等ごとのクリアリングデータの掲載は要しないこととする。

写 資 料 6

庁内各局部課長 殿

(参考送付先)

各附属機関の長

各地方機関の長

各都道府県警察の長

警察庁丁総発第177号

警察庁丁情管発第382号

平成12年10月26日

警察庁長官官房総務課長

警察庁情報通信局情報管理課長

警察庁訓令・通達公表基準の運用について

このたび、「警察改革の推進について」(平成12年8月25日付け警察庁甲官発第320号、甲生発第95号、甲刑発第30号、甲交発第5号、甲備発第42号、甲情発第31号)を受けて、「警察庁訓令・通達公表基準について」(平成12年10月26日警察庁丙総発第60号。以下「基準」という。)が発出されたところであるが、基準の具体的な運用の要領は下記のとおりであるので、適切な実施を図られたい。

記

1 用語の定義

基準に定めるところによる。

2 概要の公表について

訓令等に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)第5条各号に掲げる不開示情報(以下単に「不開示情報」という。)が含まれる場合、基準に基づき公表する概要是、不開示情報を除いて訓令等の要旨、項目等を簡潔に記載したものとする。

3 複数の課が共管する訓令等の公表について

訓令等の主管課は、他課と共に管する訓令等について、基準に基づきその全文又は概要を公表しようとする場合は、当該訓令等を共管する他の課と協議するものとする。

4 霞が関WAN用LANシステムの庁外WWWサーバへの掲載と行政情報所在案内(クリアリング)システムへの掲載

訓令等のWEBページの霞が関WAN用LANシステムの庁外WWWサーバ(以下「警察庁ホームページ」という。)への掲載及び行政情報所在案内(クリアリング)システムへの掲載については、「霞が関WAN用LANシステムの庁外WWWサーバに係るWEBページの掲載基準の制定について」(平成9年7月18日付け警察庁丁総発第132号、丁情管発第380号)及び

「行政情報所在案内（クリアリング）システム掲載要領の制定について」（平成12年2月22日付け警察庁丁総発第34号、丁情管発第81号）にかかるわらず、次のとおりとする。

- (1) 訓令等の主管課は、基準に基づき訓令等を公表しようとするときは、当該訓令等について全文又は概要に係るWEBページ及び当該訓令等のクリアリングデータを作成し、当該WEBページ及びクリアリングデータを、別記様式1「訓令等に係るWEBページ等の掲載依頼書」（以下「掲載依頼書」という。）に添えて、長官官房総務課（以下「総務課」という。）に提出するものとする。
- (2) 総務課は、掲載依頼書等の確認を行った後速やかに、掲載依頼書並びにWEBページ及びクリアリングデータを、情報通信局情報管理課（以下「情報管理課」という。）に送付する。
- (3) 情報管理課は、掲載依頼書等の送付を受けた後速やかに、警察庁ホームページへのWEBページの掲載等に必要な処理を行う。
- (4) 訓令等の主管課は、訓令等の有効期限が掲載依頼書に記載されているときを除き、公表した訓令等を廃止したときは、別記様式2「訓令等に係るWEBページ等の削除依頼書」（以下「削除依頼書」という。）を総務課を経由して情報管理課に提出するものとする。情報管理課は、掲載依頼書に記載された有効期限が経過したとき又は削除依頼書の送付を受けたときは、速やかに必要な処理を行う。
- (5) 訓令等の主管課は、既に公表されている訓令等の有効期限が延長された場合は、掲載依頼書を総務課を経由して情報管理課に提出するものとする。情報管理課は、掲載依頼書の内容に従って、必要な処理を行う。

5 警察庁文書閲覧窓口への備付け

総務課は、4(1)において訓令等の主管課から送付を受けた当該訓令等に係るWEBページの内容を印刷したものを見覧窓口に備え付けるとともに、「公文書等の閲覧手続について」（昭和57年1月11日付け警察庁丁総発第5号）に基づき、閲覧目録を整備するものとする。

6 基準施行前に発出された訓令等の取扱い

基準の施行前に発出された訓令等については、総務課で取りまとめてWEBページ及びクリアリングデータを掲載するので、別途連絡する。

別記様式1

訓令等に係るWEBページ等の掲載依頼書

新規掲載 掲載期間変更等		(該当に○印)	総務課	(広報)
依頼年月日	平成 年 月 日			
名称				
発出年月日	平成 年 月 日			
文書番号				
全文・概要別	全文 概要 (該当に○印)			
掲載期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (有効期限が定められている場合)			
ファイル名				
レコード識別ID				
特記事項				
担当者	(所属)		(係名)	
	(氏名)		(電話)	
削除年月日	平成 年 月 日 (情報管理課記入)			

【記入要領】

- ・「新規掲載・掲載期間変更等」欄…いずれか該当する方を○で囲む。
- ・「依頼年月日」欄…掲載依頼書を総務課に提出した日付を記入する。
- ・「名称」欄…公表しようとする訓令等の名称を記入する。
- ・「発出年月日」欄…訓令等の発出年月日を記入する。
- ・「文書番号」欄…訓令等の文書番号を記入する。連名通達の場合は主管局部（課）の文書番号に「等」を付すこととする。
- ・「全文・概要別」欄…全文の公表か、概要の公表か、該当する方を○で囲む。
- ・「掲載期間」欄…特定の日に掲載を希望する場合は始期を記入する。情報管理課における掲載のための作業が終了次第掲載を希望する場合は依頼年月日を記入する。訓令等の有効期限が定められている場合は終期を記入する。有効期限が定められていない場合は終期の記入を要しない。
- ・「ファイル名」欄…訓令等の全文又は概要に係る WEB ページのファイル名を記入する。本文と別添等で別々のファイルを作成したときは、どの部分のファイル名かを明らかにした上で、すべてのファイル名を記入する。(別添「WEB ページのファイル名の付け方」参照)

例) 本文 soumu20001101-1.pdf

別添 soumu20001101-2.pdf

- ・「レコード識別 ID」欄…クリアリングデータのレコード識別 ID を記入する。
(クリアリングデータ作成プログラムによりクリアリングデータを作成すると、自動的に付与される。)
- ・「特記事項」欄…その他 WEB ページ等の掲載に関し希望する事項があれば記入する。
- ・「担当者」欄…担当所属名(訓令等の主管課)、係名(訓令等の担当係)、氏名(担当者氏名)、電話(問合せ先警電番号)を記入する。

別記様式2

訓令等に係るWEBページ等の削除依頼書

総務課	(広報)	
依頼年月日	平成 年 月 日	
名 称		
発出年月日	平成 年 月 日	
文書番号		
削除年月日	平成 年 月 日 (WEBページ等の削除を希望する日付)	
ファイル名		
レコード識別 ID		
特記事項		
担当者	(所属)	(係名)
	(氏名)	(電話)
削除年月日	平成 年 月 日 (情報管理課記入)	

別添

WEB ページのファイル名の付け方

- 訓令に係る WEB ページのファイル名は、訓令の発出年の西暦、kunrei、訓令番号、ハイフン、訓令の主管課の名称(又は略称)をローマ字表記したもの(各課ごとに統一すること)に拡張子 (.pdf 又は.html) を付することとする。

例) 平成 12 (2000) 年訓令第 1 号 (人事課主管) : 2000kunrei1-jinji.html

昭和 31 (1956) 年訓令第 12 号(総務課主管) : 1956kunrei12-soumu.pdf

- 通達に係る WEB ページのファイル名は、同じファイル名を他課で使用することはできないので、原則として、通達の主管課の名称(又は略称)をローマ字表記したもの(各課ごとに統一すること。)のあとに、発出年月日 (西暦、月、日)、拡張子 (.pdf 又は.html) を付すこととする。
同日に複数の通達を発出したり、一通達について複数のファイルを作成した場合は、拡張子の前にハイフンと番号を付し、各ファイルを区別する。

例) 平成 12 (2000) 年 11 月 1 日に総務課で発出した通達(1 本目)

: soumu20001101-1.pdf

同日に同課で発出した通達(2 本目)

: soumu20001101-2.pdf

平成 11 (1999) 年 10 月 31 日に情報管理課で発出した通達(本文)

: joukan19991031-1.html

同通達の別紙 : joukan19991031-2.pdf

平成12年9月18日
情報公開準備室

執務法令集の今後の取扱いについて

警察庁において作成又は取得する執務法令集については、今後下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 定義

執務法令集とは、所掌事務に係る法令、通達、質疑応答、統計等が掲載されており、職員が執務の参考として利用することを目的として、一定以上の部数を製本して発行したもの（発行者の名義を問わない。）をいう。

2 情報公開法における「行政文書」該当性について

執務法令集のうち不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び職員が個人的に用いるものとして保有されているものは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第2条における行政文書に該当せず開示請求の対象とならない。ただし、市販されない執務法令集であって各所属において組織として共用されているもの及び当該法令集の原議（過去に発行されたものを含む。）については、行政文書に該当する。

3 不開示情報が記録された行政文書の掲載について

不特定多数の者に販売又は配布され公にされている執務法令集に記録された情報については、一般に情報公開法5条各号に該当しないことになると考えられる。したがって、不開示情報が記録された行政文書については、部内限りで使用される執務法令集に限って、その掲載を認めることとする。

4 不開示情報を含む執務法令集の保密上の措置

- (1) 不開示情報のうち機密の程度が高いものを記録した執務法令集については、執務室外への持ち出し禁止、複写の禁止、ナンバリングによる管理等の組織的な管理を行うこととし、職員個人に配布し又は購入して個人管理に委ねることのないようにする。
- (2) (1)以外の執務法令集については、(1)と同様に組織的な管理を行うことを原則とするが、当該執務法令集の性格上職員個人に配布又は購入させる必要性が高いものについては、職員個人に管理させることができることとする。

なお、職員個人に管理させるものについては、部内用であることを明記するなどの的確な流出防止を講じるとともに、その内容を見直し、可能な限り開示情報のみを掲載することについて検討することとする。

都道府県費旅費・食糧費の支出命令権の委任等の状況

県名	委任等(本部)	委任等(署)	支出証拠書類の保管主体	根拠	移管措置
北海道	委任	一	部局長(警察本部長) 地方部局長(警察署長)	証拠書類は、当該証拠書類に係る事務を所掌する部局長、地方部局長が保管しなければならない。(財務規則)	○
青森	委任	委任	? (出納長)	出納長は、証拠書類を会計年度並びに歳入及び歳出ごとに区分し、日付順に整理しなければならない。(財務規則)	○
岩手	補助執行	委任	出納長・出納員	各課等及び地方公所の出納員は、旅費に係る支出票並びに…当該書類を…整理保管しなければならない。(会計規則)	○
宮城	補助執行	委任	文書規程 宮城県警察文書取扱規程	収入及び支出…に関する証拠書類の…保管等については、別に定める。(財務規則) 証拠書類は、…整理、保管等についても文書規程等の趣旨に沿つて取り扱うこと。(財務規則運用通知)	△ (旅費のみ)
秋田	補助執行	委任	支出命令者	…支出命令者は、その取扱に係る毎月分の…支出關係書類を…整理保存しなければならない。(財務規則)	○
山形	補助執行	委任	支出命令者	支出命令者は、…返付された支出票等の原課公所用を整理しておくとともに、…編綴しておかなければならぬ。(財務規則)	○
福島	委任	委任	支出権者	出納機関は、…支出権者から送付される支出命令書…並びにその關係書類について、その支払等の終了後、当該支出権者…に返付するものとする。(財務規則)	○
警視庁	委任	委任	支出命令者	収支命令者は、…支出命令書…並びにこれらに添付された書類を、必要な期間保管しなければならない。ノ收支命令の根拠となる關係書類は、決算認定が終わるまで、局及び所において保管しなければならない。(会計事務規則)	○
茨城	委任	委任	課出納員(警察本部会計課 理事官)	出納長は、…整理が終了したときは、速やかに当該証拠書類を課出納員に送付しなければならない。(財務規則)	○
栃木	補助執行	委任	課長(警察本部会計課長) 又は公所の長	出納長又は出納員は、課長又は公所の長から送付される各種の決議書及びその關係書類について、支出負担行為の確認若しくは審査又は支払の終了後、課長又は公所の長に返却するものとする。(財務規則)	○
群馬	委任	委任	支出命令者	本庁の支出命令者は、支出回議書等を年度別及び会計別に整理し、…編集しなければならない。(財務規則)	○
埼玉	委任	委任	? (警察本部)	各課(警察本部)及び各かい(警察署)	○
千葉	補助執行	委任	? (警察署)	収入及び支出に係する証拠書類の保管は、各課及び各かいにおいて、毎月出力される証拠書類目次により編冊し保管すること。(財務規則)	○
神奈川	補助執行	委任	?	所属長は、別表に定める簿冊(執行回票・支出命令票編)を備え付けること(本部長通達)。	○
新潟	補助執行	委任	出納長	支出命令決議書・支出負担行為兼支出命令決議書の保管者は、出納長(出納局長通知)	×
山梨	委任	委任	本庁における支出命令者	本庁における支出命令者は、次の証拠書類を会計ごとに、年度又は月別に保管しなければならない。(財務会計システム事務取扱要綱)	○

○道府県費旅費・食糧費の支出命令権の委任等の状況

長野	委任	出納長・出納員(予算執行者)	出納長等は、証拠書のうち別表第3中の2に掲げる証拠書のうち、一部又は全部について予算執行者において保管することが適当と認める場合は、これを予算執行者に保管せることができる。(財務規則)
静岡	補助執行	委任	知事若しくはかい長又は出納者
富山	補助執行	委任	支払命令者
石川	補助執行	補助執行	主務課長(警察本部会計課長)又は解長
福井	委任	委任	知事の事務部局の課長等、教育長の課長、部局長(警察本部長)およびかい長(警察署長)
岐阜	委任	委任	本庁各課の長及び地方機関の長
愛知	委任	委任	?
三重	委任	委任	出納長(員)又は課所の長
滋賀	委任	委任	支出証拠書類の作成者
京都	委任	委任	警察本部
大阪	委任	一	支出命令者(警察本部長)
兵庫	委任	委任	?(出納長・出納員)
奈良	補助執行	委任	?
和歌山	委任	委任	主管課(執行機関)
鳥取	補助執行	委任	警察本部
島根	委任	委任	支出命令者
岡山	補助執行	委任	支出命令者

都道府県費旅費・食糧費の支出命令権の委任等の状況

広島	委任	委任	支出命令者	出納長は、収入及び支出の証拠書類を庁の収支等命令者に返付しなければならない。(会計規則)
山口	補助執行	委任	?(出納長・出納員)	出納長(解にあつては課の出納員)は、伝票その他証拠書類についてには、各月ごとに区分し、かつ当該年度の歳入歳出予算の科目の区分及び順序に従つてこれを編集しなければならない。(会計規則)
徳島	補助執行	委任	?	○
香川	委任	委任	課の長、所の長、出納長又は所の出納員	課の長、所の長、出納長又は所の出納員は、…支出証拠書類を年度ごとに区分し、年度経過後5年間保存しなければならない。(会計規則)
愛媛	補助執行	委任	出納長及び室長	出納長及び(地方局の出納)室長の証拠書類の保存年限は、…5年とする。(会計規則)
高知	委任	委任	課の長(警察本部長)又は出納員(警察署会計課課長)	出納長は、支出の決定をしたときは、支出命令書等の証拠書類を支出命令者に返すものとする。課(警察本部等)の長又は出納員(警察署会計課課長等)は、原則として…支出命令書並びに他の証拠書類を…月ごとに編さんしなければならない。(会計規則)
福岡	補助執行	委任	?	出納長及び出納員は、…支出に係る証拠書類を…編集しなければならない。…証拠書類は、別に定める文書管理の方法により、編集し、保存するものとする。(財務規則)
佐賀	委任	委任	本庁等(警察本部)の課の長及びかいの長	○
長崎	補助執行	委任	?	○
熊本	委任	委任	課局又は地方支出機関	○
大分	補助執行	委任	支出命令者及び出納長等	…支出に関する証拠書類は、課局又は地方支出機関において保管するものとする(通達)…支出命令者及び出納長等は、…完結した帳票を…整理保管しておかなければならぬ。
宮崎	補助執行	委任	部局及びかい	「部局」及び「かい」の保管(県出納事務局会計課内規)
鹿児島	補助執行	委任	支出命令者	…支出命令者は、…証拠書類を…保管しなければならない。(会計規則)
沖縄	補助執行	委任	?	○

都道府県費旅費・食糧費の支出命令権の委任等の状況

県名	委任等(本部)	委任等(署)	支出証拠書類の保管主体	根拠	移管措置
北海道	委任	一	部局長(警察本部長) 地方部局長(警察署長)	証拠書類は、当該証拠書類に係る事務を所掌する部局長、地方部局長が保管しなければならない。(財務規則)	○
青森	委任	委任	? (出納長)	出納長は、証拠書類を会計年度並びに歳入及び歳出ごとに区分し、日付順に整理しなければならない。(財務規則)	○
岩手	補助執行	委任	出納長・出納員	各課等及び地方公所の出納員は、旅費に係る支出票並びに…当該書類を…整理保管しなければならない。(財務規則) 出納長並びに出納監及び東京事務所等の出納員は、証拠書類を…所屬ごとに袋とじしなければならない。(金計規則)	○
宮城	補助執行	委任	文書規程 宮城県警察文書取扱規程	収入及び支出…に関する証拠書類の…保管等については、別に定める。(財務規則) 証拠書類は、…整理、保管等についても文書規程等の趣旨に沿つて取り扱うこと。(財務規則運用通知)	△ (旅費のみ)
秋田	補助執行	委任	支出命令者	…支出入命令者は、その取扱に係る毎月分の…支出関係書類を…整理保存しなければならない。(財務規則)	○
山形	補助執行	委任	支出命令者	…支出入命令者は、…返付された支出票等の原課公用を整理しておくとともに、…編綴しておかなければならない。(財務規則)	○
福島	委任	委任	支出権者	出納機関は、…支出権者から送付される支出命令書…並びにその関係書類について、その支払等の終了後、当該支出権者…に返付するものとする。(財務規則)	○
審視庁	委任	委任	支出命令者	収支命令者は、…支出命令書…並びにこれらに添付された書類を、必要な期間保管しなければならない。ノ收支命令の根拠となる関係書類は、決算認定が終わるまで、局及び所において保管しなければならない。(会計事務規則)	○
茨城	委任	委任	課出納員(警察本部会計課 理事官)	出納長は、…整理が終了したときは、速やかに当該証拠書類を課出納員に送付しなければならない。(財務規則)	○
栃木	補助執行	委任	課長(警察本部会計課長) 又は公所の長	出納長又は出納員は、課長又は公所の長から送付される各種の決議書及びその関係書類について、支出負担行為の確認若しくは審査又は支払の終了後、課長又は公所の長に返却するものとする。(財務規則)	○
群馬	委任	委任	支出命令者	課長又は公所の長は、…決議書等の編集をおこなうものである。(財務規則の運用) 本庁の支出命令者は、支出回議書等を年度別及び会計別に整理し、…編集しなければならない。(財務規則)	○
埼玉	委任	委任	?		○
千葉	補助執行	委任	各課(警察本部) い(警察署)	収入及び支出に関する証拠書類の保管は、各課及び各かいにおいて、毎月出力される証拠書類目次により編冊し保管すること。(財務規則)	○
神奈川	補助執行	委任	?	所属長は、別表に定める簿冊(執行同票・支出命令票編)を備え付けること(本部長通達)。	○
新潟	補助執行	委任	出納長	支出命令決議書・支出負担行為兼支出命令決議書の保管者は、出納長(出納局長通知)×	×
山梨	委任	委任	本庁における支出命令者	本庁における支出命令者は、次の証拠書類を会計ごとに、年度又は月別に保管しなければならない。(財務会計システム事務取扱要綱)	○

都道府県費旅費・食糧費の支出命令権の委任等の状況

長野	委任	委任	出納長・出納員(予算執行者)	出納長等は、証拠書のうち別表第3中の2に掲げる証拠書のうち、一部又は全部について予算執行者において保管することが適当と認める場合は、これを予算執行者に保管させることができる。(財務規則)
静岡	補助執行	委任	知事若しくはかい長又は出納者	知事若しくはかい長又は出納者は、…支出席票等……添付書類を……整理し、幅さんし、及び保存しなければならない。(財務規則)
富山	補助執行	補助執行	支出命令者	支出決議書、…並びに添付された書類は、支払い、精算手続等の終了後、支出命令者に返却すること。(会計規則)
石川	補助執行	補助執行	主務課長(警察本部会計課長)又は席長	主務課長又は解長が保管しなければならない証書類は、概ね、別表8の(2)上欄に掲げるところである(財務規則)。ノただし、旅費についても、その管理者が県人事課長である(旅費支給事務処理要綱)ことから、その支出証拠書類は県人事課で保管している。
福井	委任	委任	知事の事務部局の課長等、教育長の課長、部局長(警察本部長)およびかい長(警察署長)	証拠書類は、知事の事務部局の課長、部局長(教育長を除く。)およびかい長…が、その種類ごとに月単位に区分して編集し、保存しなければならない。(財務規則)
岐阜	委任	委任	本庁各課の長及び地方機関の長	収支に係る証拠書類は、出納長が特に提出を求めるものを除き、本庁各課の長及び地方機関の長が保管するものとする。(会計規則)
愛知	委任	委任	?	?
三重	委任	委任	出納長(員)又は課所の長	証拠書類の編てつとは、証拠書類等を編てつし、保管することをいう。ただし、課所の長からの申し出により、出納長(員)が認めた証拠書類等については、課所で編てつし、保管させることができるものとする。(会計規則)
滋賀	委任	委任	支出証拠書類の作成者	支出の証拠書類については、これを作成した者が保管する。(財務会計証拠書類取扱要領(出納局長通知))
京都	委任	委任	警察本部	会計に関する証拠書類並びにその整理及び保管については、出納長が別に定める。(会計規則)ノ出納局との協議により、警察本部で保管。
大阪	委任	一	支出命令者(警察本部長)	支出命令者が管理する証拠所為類は、次のとおりとする。ノ証拠書類の管理及び編てつについては、知事が別に定める。(財務規則)
兵庫	委任	委任	?(出納長・出納員)	…支出命令者は、証拠書類を所属長に管理させることができる。(財務規則の運用)
奈良	補助執行	委任	?	かいの出納員は、出納長から……証拠書類の提出を求められたときは、速やかにこれら の証拠書類を出納長に提出しなければならない。(財務規則)
和歌山	委任	委任	主管課(執行機関)	県文書規程(主管課における完結文書の保管)、出納室長通知(支出証拠書類(支出調査)の執行機関保管について)
鳥取	補助執行	委任	警察本部	麻の出納員は、…支出しの証拠書類を、解長を経て…出納長に提出しなければならぬ。(会計規則)ノ出納局との協議により、警察本部で保管。
島根	委任	委任	支出命令者	収支等命令者は、証拠書類(領収済通知書を除く)を…整理し保管しておくものとする。(会計規則)
岡山	補助執行	委任	支出命令者	書類を備えるべき者…は、別表第10のとおりとする。(支出証拠書類等～支出命令者)

都道府県費旅費・食糧費の支出命令権の委任等の状況

広島	委任	委任	支出命令者	出納費は、収入及び支出の証拠書類を庁の收支等命令者に返付しなければならない。(会計規則)
山口	補助執行	委任	?(出納長・出納員)	出納長(弊にあつては弊の出納員)は、伝票その他証拠書類については、各月ごとに区分し、かつ当該年度の歳入歳出予算の科目の区分及び順序に従つてこれを纏集しなければならない。(会計規則)
徳島	補助執行	委任	?	○
香川	委任	委任	課の長、所の長、出納長又は所の出納員	課の長、所の長、出納長又は所の出納員は、…支出証拠書類を年度ごとに区分し、年度経過後5年間保存しなければならない。(会計規則)
愛媛	補助執行	委任	出納長及び室長	出納長及び(地方局の出納)室長の証拠書類の保存年限は、…5年とする。(会計規則)
高知	委任	委任	課の長(警察本部長)又は出納員(警察署会計課課長)	出納長は、支出の決定をしたときは、支出命令書等の証拠書類を支出命令者に返すものとする。課(警察本部等)の長又は出納員(警察署会計課課長等)は、原則として…支出命令書並びに領收書その他の証拠書類を…月ごとに纏さんしなければならない。(会計規則)
福岡	補助執行	委任	?	出納長及び出納員は、…支出に係る証拠書類を…編集しなければならない。
佐賀	委任	委任	本庁等(警察本部)の課の長及びかいの長	…証拠書類は、別に定める文書管理の方法により、編集し、保存するものとする。(財務規則)
長崎	補助執行	委任	?	○
熊本	委任	委任	課局又は地方支出機関	○
大分	補助執行	委任	支出命令者及び出納長等	…支出に関する証拠書類は、課局又は地方支出機関において保管するものとする(通達)
宮崎	補助執行	委任	部局及びかいの部局	…支出命令者及び出納長等は、…完結した帳票を…整理保管しておかなければならぬ。
鹿児島	補助執行	委任	支出命令者	…支出命令者は、…証拠書類を…保管しなければならない。(会計規則)
沖縄	補助執行	委任	?	○